第 4 回独立行政法人国立病院機構債券
発　　行　　要　　項

1. 債 券 の 名 称　　第 4 回独立行政法人国立病院機構債券
2. 債 券 の 総 額　　金 20 億円
3. 社債等の振替に関する法律の適用

   本債券は、社債等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号）（以下「社振法」という。）の規定の適用を受けるものとし、同法第 120 条で準用する第 67 条第 1 項の規定により本債券の券面を発行することができない。
4. 各 債 券 の 金 額　　1,000 万円
5. 利　　率　　年 1.63 パーセント
6. 発　行　価　額　　各債券の金額 100 円につき金 99 円 99 銭
7. 償　還　金　額　　各債券の金額 100 円につき金 100 円
8. 償還の方法及び期限
   (1) 本債券の元金は、平成 24 年 6 月 20 日にその総額を償還する。
   (2) 本債券を償還すべき日（以下「償還期日」という。）が銀行休業日に当たるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。
   (3) 本債券の買入消却は、社振法又は本要項第 22 項に定める振替機関の業務規程その他の規則に別途定められる場合を除き、発行日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。
   (4) 本債券の元金は、社振法及び本要項第 22 項に定める振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。
9. 利息支払の方法及び期限
   (1) 本債券の利息は、発行日の翌日から償還期日までつけ、平成 19 年 12 月 20 日を第 1 回の利払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年 6 月 20 日及び 12 月 20 日の 2 回に各その日までの前半か年分を支払う。
   (2) 発行日の翌日から平成 19 年 12 月 20 日までの期間につき利息を計算するとき及び償還の場合に半か年に満たない利息を支払うときは、半か年の日割をもって計算する。
   (3) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。
   (4) 償還期日後は、利息をつけない。ただし、償還期日に本債券の償還を怠った場合には、償還期日の翌日から実際に当該償還が行われた日までの日数につき本要項第 5 項に定める利率により計算される金額（以下「経過利息」という。）を支払う。経過利息は、半か年の日割をもって計算する。
   (5) 本債券の利金は、社振法及び本要項第 22 項に定める振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。
10. 担　　保

    本債券の債権者（以下「本債権者」という。）は、独立行政法人国立病院機構法（平成 14 年法律第 191 号）（以下「機構法」という。）の定めるところにより、独立行政法人国立病院機構（以下「当機構」という。）の財産について、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。
11. 募集の受託会社
    (1) 機構法第 16 条第 6 項に基づく本債券の募集の受託会社（以下「受託会社」という。）は、株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行とする。
    (2) 受託会社は、本債権者のために弁済を受け、又は本債券に基づく債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

(3) 受託会社は、本要項各項のほか、法令及び当機構と受託会社との間の平成 19 年 6 月 12 日付第 4 回独立行政法人国立病院機構債券募集委託契約証書（以下「委託契約」という。）に定める義務及び権限を有する。

12. 期限の利益喪失事由

本債券の期限の利益喪失事由は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 当機構が本要項第 8 項又は第 9 項の規定に違背し、5 営業日以内に履行又は治癒されないとき。

(2) 当機構が発行する本債券以外の債券若しくはその他の借入金債務についての期限の利益を喪失し、又は期限が到来しても 5 営業日以内にその弁済をすることができないとき、又は当機構以外の債券若しくはその他の借入金債務に対して当機構が行った保証の債務について履行義務が発生したにもかかわらず、5 営業日以内にその履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が 5 億円を超えない場合は、この限りではない。

(3) 法令により、本債券の償還期日前に当機構が解散することが決定され、かつ、本債券の債務が承継されないことが明らかとなったとき。

(4) 法令若しくは裁判所の決定により、当機構又は当機構が解散して本債券の債務を承継した法人に対して、株式会社における会社更生、特別清算その他これらに準ずる倒産処理手続に相当する手続が開始されたとき。

13. 公 告 の 方 法

当機構又は受託会社は、本債券に関し、本債権者に通知する場合は、法令又は委託契約に別段の定めがあるものを除き、官報並びに東京都及び大阪市で発行される各 1 種以上の新聞紙にこれを掲載する。ただし、受託会社が、本債権者のために必要でないと認め、その旨を当機構に通知したときは、官報又は新聞紙への掲載を省略することができる。

14. 債券原簿の公示

当機構は、その本部に本債券の債券原簿を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

15. 本要項及び委託契約の公示

本要項及び委託契約の謄本は当機構の本部及び受託会社の本店で、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

16. 本 要 項 の 変 更

(1) 当機構は、本債権者に不利益を与えない事項については、受託会社と協議のうえ、本要項を変更することができる。

(2) 前号に基づき本要項が変更されたときは、当機構はその内容を公告する。ただし、当機構が受託会社と協議のうえ不要と認めた場合は、この限りではない。

17. 本債券の債権者集会

(1) 本債券の債権者集会（以下「債権者集会」という。）は、当機構又は受託会社が招集するものとし、債権者集会の日の 3 週間前までに、債権者集会を招集する旨、債権者集会の日時及び場所、債権者集会の目的である事項並びにその他の必要な事項を公告する。

(2) 債権者集会は、東京都において行う。

(3) 本債券の総額（償還済みの額を除く。また、当機構が有する本債券の金額はこれに参入しない。）の 10 分の 1 以上に当たる本債権者は、当機構又は受託会社に対し、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を提出して、債権者集会の招集を請求することができる。

(4) 本債権者は、債権者集会において、その有する本債券の金額に応じて、議決権を有するものとする。

(5) 前号の規定にかかわらず、当機構は、その有する本債券については、議決権を有しない。

(6) 債権者集会において決議をする事項を可決するには、議決権者（議決権を行使することができる本債権者をいう。以下本要項において同じ。）の議決権の総額の 5 分の 1 以上で、かつ、出席をした議決権者の議決権の総額の 3 分の 2 以上の議決権を有する者の同意がなければならない。

(7) 前号においては、以下のいずれかに該当する決議をすることはできないものとし、これらに該当する決議がされた場合、かかる決議は効力を有しない。
①債権者集会の招集の手続又はその決議の方法が法令又は本要項の定めに違反するとき
②決議が不正の方法によって成立するに至ったとき
③決議が著しく不公正であるとき
④決議が本債権者の一般の利益に反するとき

(8) 本債権者は、本人又は代理人によって、債権者集会に出席することができる。当機構は、その代表者若しくは代理人を当該集会に出席させ、又は書面によって意見を述べることができる。本人又は代理人が当該集会に出席しない本債権者は、受託会社が定めるところに従い、書面によって議決権を行使することができる。書面によって行使した議決権の額は、出席した議決権者の議決権の額に参入する。

(9) 債権者集会の決議は、本債券を有する全ての債権者に対し効力を有するものとし、その執行は受託会社があたるものとする。

(10) 本項に定めるほか債権者集会に関する手続は当機構と受託会社が協議して定め、第 13 項に定める方法により公告する。

(11) 本項の手続に要する合理的な費用は当機構の負担とする。

18. 申　込　期　日　　平成 19 年 6 月 12 日

19. 募　入　方　法
応募超過の場合は、本要項第 21 項の引受並びに募集の取扱者が適宜募入額を定める。

20. 払　込　期　日　　平成 19 年 6 月 21 日

21. 引受並びに募集の取扱者
野村證券株式会社

22. 振　替　機　関
株式会社証券保管振替機構

23. 発行代理人及び支払代理人
前項の振替機関が定める業務規程に基づく本債券の発行代理人業務及び支払代理人業務は、株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行においてこれを取り扱う。

24. 元利金支払に関する手数料
当機構が本債権者に対する元利金支払を行った者に対して支払う手数料は、以下の通りとする。
元金支払の場合　支払元金金額の 10,000 分の 0.075
利息支払の場合　支払利息金額の 10,000 分の 10
なお、上記手数料に賦課される消費税及び地方消費税は当機構の負担とする。

以　上